

第四十六回国会 農林水産委員会漁業災害補償法案審査小委員会議録 第二号

昭和三十九年五月二十六日(火曜日)

午後二時五十六分開議

出席小委員

小委員長 長谷川四郎君

池田 清志君 飯谷 忠男君

赤路 友藏君 角屋堅次郎君

湯山 勇君 中村 時雄君

小委員外の出席者

農林事務官

(水産庁漁政部 和田 正明君

専門員 松任谷健太郎君

五月二十六日

小委員湯山勇君及び玉置一徳君同月

二十二日委員辞任につき、その補欠

として湯山勇君及び中村時雄君が委

員長の指名で小委員に選任された。

同日

小委員飯谷忠男君同日委員辞任につ

き、その補欠として飯谷忠男君が委

員長の指名で小委員に選任された。

本日の会議に付した案件

漁業災害補償法案(内閣提出第一二

三号)

漁業災害補償法案(角屋堅次郎君外

十一名提出、衆法第三五号)

○長谷川小委員長 これより農林水産

委員会漁業災害補償法案審査小委員会

を開会いたします。

内閣提出、漁業災害補償法案及び角

屋堅次郎君外十一名提出、漁業災害補

償法案を一括して議題といたします。

この際小委員長からお話をいたします。内閣提出にかかる漁業災害補償法案並びに角屋堅次郎君外十一名提出にかかる漁業災害補償法案について、本小委員会の審議に付し、今日まで審査を進めてまいりました結果、両法案の調整をはかるため、ただいま小委員長の手元において政府案に対して修正すべき事項につき修正案を作成いたしましたので、おはかりいたしましたと思います。

修正案の要旨を申し上げます。

第一点は、漁業共済団体の実施する共済事業のうち、異常部分について共済責任を政府が保険する制度をすみやかに確立するよう検討することであり

ます。

第二点は、国は、漁業共済団体の事務費の一部を補助することができると

することです。

第三点は、政府は、漁業共済団体が

行なう共済事業の円滑な運営に支障を

生じないよう、適切な措置を講ずるこ

とにとつとめなければならないとするこ

とであります。

第四点は、漁業共済組合に損害評価

会を設置する等、漁業共済の損失または

損害の認定に関する事項を明らかに

することです。

第五点は、政府は共済限度額を引き

上げるための検討をすみやかに行なう

ようにすることです。

以上が政府案に対する修正案の要旨

であります。

さらに加えて御報告を申し上げます。

ただいま御報告を申し上げます。

修正案文に盛りされていない事項であつて、政府が今後本制度の改善のための措置を講じなければならない重要事項につき、小委員会の意思を政府に申し入れておく必要があると思ひますので、附帯決議を付しておきたいと思ひます。しかし附帯決議に記載すべき事項につきましては、後刻御相談いたしたいと存じます。

この際おはかりをいたします。ただいま申し述べました諸点を小委員会の結論として、委員会に報告いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川小委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

これにて散会をいたします。

午後二時五十九分散会

昭和三十九年六月三日印刷

昭和三十九年六月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局